

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、公募型プロポーザル方式により、鳴沢村新庁舎建設基本・実施設計業務を実施するため公告する。

令和7年7月1日

鳴沢村長 小林 茂澄

1. 目的

鳴沢村本庁舎は昭和37年に竣工し、建築後62年が経過したことにより、施設や設備の老朽化はもとより、住民サービス等に支障を来している機能面においても課題が生じている。こうしたことから、本村が目指す新庁舎像を明らかにし、新庁舎建設の指針となる基本的な考え方を示す鳴沢村庁舎建設基本構想・基本計画（令和6年10月改訂）を策定した。

庁舎は「心地よく 健やかに暮らせるために みんなでつくる鳴沢村」の達成に向け取り組みむとともに、厳しい財政状況の中で機能性や効率性を可能な限り追求し、建設費はもとより、維持管理経費の節減に努めていくこととした。

「鳴沢村新庁舎建設基本・実施設計業務プロポーザル」（以下、「本プロポーザル」という。）は、これらを踏まえ、新庁舎建設基本・実施設計業務を行うにあたり、確かな技術力、豊富な経験及び柔軟かつ高度な発想力等を有し、本村とともに本事業に取り組むことができ、本村の考え方に柔軟に対応できる設計者を選定することを目的として実施するものである。

2. 業務概要

(1) 業務名称 鳴沢村新庁舎建設基本・実施設計業務

(2) 業務内容

ア) 鳴沢村新庁舎建設基本設計業務を行う。

イ) 鳴沢村新庁舎建設実施設計業務を行う。

ウ) 設計者は鳴沢村総務課他、関係機関と協議調整を行い必要に応じて発注者支援を行うこと。

・建設地： 山梨県南都留郡鳴沢村字堀ノ内1794番1他

・都市計画区域： 外

・防火地域： 指定無し

・敷地面積： 約12,880㎡

・構造規模： 鉄筋コンクリート造／2階建て／延べ面積約2,400㎡

・工事概要： 庁舎新築、外構整備等

(3) 趣 旨

本プロポーザルは、具体的な設計提案を求めるものではなく、関係者との意見調整を適切に行いながら、高度な発想力、設計能力及び地域の実情に精通した豊富な経験を有する設計者を選定するために実施する。

(4) 選定方法

本プロポーザルは公募型とし、参加資格審査と提案内容審査による二段階の選定方式とする。

(5) 参加申請書提出期間 令和7年7月1日（火）から令和7年7月22日（火）まで

(6) 技術提案書提出期間 令和7年8月1日（金）から令和7年8月22日（金）まで

3. 参加資格

公募型プロポーザルへの参加資格は、以下の要件を満たす者（以下、参加者）とする。
なお、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 参加資格

ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者

イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ) 令和7-8年度鳴沢村入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）で「201:[建築関係コンサルタント]建築一般」の業種に登録されていること。

エ) 公告日以降、契約締結までの間に、鳴沢村又は山梨県から指名停止を受けている者でないこと。

オ) 山梨県内に本社・本店を有すること。

カ) 山梨県内において平成17年4月以降に完成した新築・増築・改築で、庁舎または公共施設の設計業務の実績を有する者

キ) 上記カ) の設計業務で、管理技術者又は主任技術者として業務実績のある技術者を直接雇用している者

ク) 上記カ) の設計業務の実績は、単独又は共同企業体（出資比率30%以上）での実績に限る。

(2) 業務実施上の条件

ア) 管理技術者は一級建築士であること。

イ) 管理技術者及び主任技術者は各1名とすること。

ウ) 管理技術者は主任技術者を兼務しないこと。また、主任技術者及び各担当技術者は、他の分野の各担当技術者を兼務しないこと。

エ) 本基本・実施設計業務を一括再委託しないこと。

(3) 応募に対する制限

ア) 参加者の応募は1点のみとする。

イ) 第2次審査の参加は原則として、一次審査結果上位5者までとする。

ウ) 本プロポーザルへの参加者が1者の場合であっても、本プロポーザルを実施する。

参加者がいなかった場合には、参加申請書及び技術提案書の提出期限を延長し、再度公告する。必要に応じて、参加資格や履行期間の変更を行うことがある。

4. 提出書類及び手続き・審査方法等

別添「鳴沢村新庁舎建設基本・実施設計業務プロポーザル実施要領」に記載のとおり。